

17 差上申一札之事 (武州野津田村清太夫外五人隠し酒造いたし候一件につき)

(二八四五)
享和四年二月四日

【読み下し文】

差上げ申す一札の事

一、武州野津田村清太夫外五人、隠し酒造いたし候一件、再応御吟味の上、左の通り、仰せ渡され候

一、清大夫儀、酒造の儀隠造は勿論、過造等も堅く致す間敷旨、近來嚴重の御触も之れ有り候所、名主役相勤めざる以前、右御触の趣相背き、去る巳年より未年春迄隠し酒造いたし、其後困窮に及び相止め候段は、御出役の御方に御改めをも受け相違之れ無く候得共、一旦隠し酒造いたし候段不埒に付き、酒造道具御取り上げ、過料錢五貫文仰せ付けられ候

一、野津田村組頭清兵衛儀、酒造の儀隠し造りは勿論、過造等堅く致す間敷旨、近來嚴重の御触も之れ有り候所、村方清大夫右御触の趣相背き、去る巳年より未年まで隠し酒造いたし候を差し留め候はば、取り続きにも抱り申すべく候逆、其儘等閑にいたし候段不埒に付き、急度叱り置かれ候

右仰せ渡さるの趣、一同承知畏み奉り候、且つ過料錢の儀は、三日の内、大貫治右衛門様御役所へ相納むべき旨仰せ渡され、是れ亦承知畏み奉り候、若し相背き候はば、重科仰せ付けらるべく候、仍て御請証文差し上げ申す処、件の如し

享和四子年二月四日

山口孫次郎知行所

武州多麻郡野津田村

名主三左衛門親

清大夫

同村組頭

清兵衛

御郡代様

御役所

右の通り、御郡代中川飛驒守様御所に於いて仰せ渡され候間、恐れ乍ら奥書を以て、此の段御届け申し上げ奉り候、以上

子二月五日

御知行所

武州多麻郡野津村(田)

名主三左衛門父

清太夫

組頭

清兵衛

御地頭様

御役人中様

清太夫外五人の訳

道具御取り上げ、過料貫文

常久村百姓甚右衛門

同断

長沼村百姓宇兵衛

道具御取り上げ、年寄役取り放ち、過料五貫文

鶴間村年寄喜兵衛

道具御取り上げ、名主役取り放ち、過料五貫文

同村名主七郎兵衛

道具取り上げ、過料五貫文

野津田村名主仁右衛門

同断

清太夫